



消防だより

■お問い合わせ
上ノ国消防署
☎ 0139-55-2071

収束？第2波？油断大敵！新型コロナウイルス！

5月25日に北海道の緊急事態宣言は解除されましたが、未だ油断が出来ない状況となっており、上ノ国消防署でも、いつ第2波、第3波がきても対処できるよう、装備を整え、日々の活動に励んでいます。



防護服

緊急事態宣言中に「防災無線」でもお知らせしていましたが、救急通報時に新型コロナウイルス感染症の疑いがある場合には救急隊は防護服を着用する必要があるため、出動までに時間がかかる場合があります。

今回は再度の確認と周知のため、「広報かみのくに6月号・消防だより」でもお知らせした「救急通報時の聴取内容」と「防護服」の写真を紹介します。

119番（救急）通報時に以下についておたずねします。
発熱 咳 味覚・嗅覚障害 海外渡航歴 陽性者との濃厚接触

感染症の疑いあり

防護服を着用しての
救急出動



感染症の疑いなし

通常どおりの
救急出動



室内の換気のため、窓の開放や換気扇の使用をお願いする場合があります。
皆さまのご協力をお願いします。

国民健康保険税額計算変更のお知らせ

国保税における負担の公平性を図るため、課税限度額が引上げられたほか、所得が一定額以下の世帯の負担軽減を目的として、均等割・平等割額の5割軽減および2割軽減判定の軽減基準所得が引き上げられました。

●限度額の変更

	令和元年度		令和2年度
医療分	61万円	→	63万円
後期高齢者支援分	19万円	→	(変更なし)
介護納付金分	16万円	→	17万円

※本年度最大限度額は、99万円となります。

●軽減世帯の拡大（基礎となる所得合計額の変更）

改正前（令和元年度）		改正後（令和2年度）	
7割軽減世帯	33万円（基礎控除のみ）	変更なし	
5割軽減世帯	33万円＋（28万円×国保被保険者数）		33万円＋（28万5千円×国保被保険者数）
2割軽減世帯	33万円＋（51万円×国保被保険者数）		33万円＋（52万円×国保被保険者数）



お問い合わせ：財政課 税務グループ